## 居宅介護

## (1) 人員に関する基準

① 従業員の員数等	□ 事業を行う事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。
② サービス提供責任者	□ 事業所ごとに配置すること。
	□ 常勤の従事者であって、専ら指定居宅介護の職務に従事するものであること。
	□ 事業の規模に応じて1人以上配置すること。配置基準は次のとおり(①~③のいずれかに該当する員数を置くこと)。 ① 当該事業所の月間の延べサービス提供時間(事業所における待機時間や移動時間を除く)が450時間又はその端数を増すごとに1人以上 ② 当該事業所の従業員の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上 ③ 利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上
	□ 上記①、②又は③に基づき、1人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については、常勤換算方法によることができる。この場合において、配置すべきサービス提供責任者の員数は、常勤換算方法で当該事業所の月間の延べサービス提供時間を450で除して得られた数(小数点第1位に切り上げた数)、従業者の数を10で除した数又は利用者の数を40で除して得られた数(小数点第1位に切り上げた数)以上とする。
	□ 常勤換算方法によることとする事業所については、 上記①、②又は③に基づき算出されるサービス提供責任者数から1を減じて得られた数以上の常勤のサービス提供責任者を配置する。 上記①、②又は③に基づき6人以上のサービス提供責任者を配置しなければならない事業所は、上記①、②又は③に基づき算出されるサービス提供責任者の数に2を乗じて3で除して得られた数(1の位に切り上げた数)以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。
	□ サービス提供責任者として配置できる非常勤職員については、当該事業所における 勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間 数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする)の2分の1以上に達している者でな ければならない。
	□ 事業の規模については、前3月の平均値を用いる。この場合、前3月の平均値は、 歴月ごとの数を合算し、3で除して得た数とする。なお、新たに事業を開始し、又は再 開した事業所においては、適切な方法により推定するものとする。
	□ 当該指定居宅介護事業所が提供する指定居宅介護のうち、通院等乗降介助に該当するもののみを利用した者の当該月における利用者の数については、0.1人として計算すること。
③ 管理者	□ 事業所ごとに配置すること。
	□ 専ら指定に係る事業所の管理業務に従事する常勤の者であること。
	□ ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業 所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事 することができる。
	•

## (2) 設備に関する基準

① 設備及び備品	事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けること。
	□ 指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。